名古屋市告示第10号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 1項の規定に基づき、特定 有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 出をしなければならない区域を指定します。

令和 7年 1月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定する区域 名古屋市港区木場町 1番 1の一部及び 1番13の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課